

奈良市公報

号外第21号 (平成27年1月後半分)

平成27年12月3日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

告示

- 都市景観形成建築物等の指定……………1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可の申請の概要……………1
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………3
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………3
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………3
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………3
- 放置自転車等の保管……………4
- 奈良市ポイント制度実施要綱……………4
- 放置自転車等の保管……………6
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………6
- 奈良市森林整備計画の案の公衆縦覧……………6
- 奈良農業振興地域整備計画の変更……………6
- 放置自転車等の保管(3件)……………6
- 一般競争入札の実施(2件)……………7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………7
- 放置自転車等の処分……………8
- 放置自転車等の保管……………8
- 一般競争入札の実施……………8

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定(2件)…8

選挙管理委員会

- 奈良市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧……………8
- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………9
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………9

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集……………9

3 特定施設の構造に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の65に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設
型式	カチオン電着塗装設備
能力	1500㎡/日

告 示

奈良市告示第37号

なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第8条の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月16日

奈良市長 仲川元庸

名 称	今西家、土堀
所 在 地	奈良市福智院町24番3、24番4
概 要	土堀 延長 20.345m

(平成27年1月16日揭示)

奈良市告示第38号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請がありましたので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示します。

なお、当該申請に際し添付のあった当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から3週間奈良市環境部環境政策課(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において公衆の縦覧に供します。

平成27年1月16日

奈良市長 仲川元庸

- 1 申請人の住所及び名称並びに代表者の氏名
奈良市西九条町四丁目2番地2号
大和ハウス工業株式会社 奈良工場
工場長 中尾 真也
- 2 工場又は事業所の名称及び所在地
大和ハウス工業株式会社 奈良工場
奈良市西九条町四丁目2番地2号

工事着手予定年月日	平成27年3月1日
工事完成予定年月日	平成27年8月31日
使用開始予定年月日	平成27年9月1日

4 特定施設の使用方法に関する事項

使用時間間隔	連続稼動		
1日当たりの使用時間	8時30分から17時30分まで（9時間/日）		
使用の季節的変動	なし		
汚水等の 汚染状態	種類・項目	通常	最大
	pH	6~8	6~8
	BOD	210mg/l	210mg/l
	COD	265mg/l	265mg/l
	T-N	113mg/l	135mg/l
	T-P	224mg/l	269mg/l
	HNO3	130mg/l	130mg/l
汚水等の量（m ³ /日）	通常	最大	
	41m ³ /日	60m ³ /日	
備考			

5 汚水等の処理の方法に関する事項

能力	46m ³ /日
処理の方式	凝集沈殿ろ過方式
使用時間間隔	連続稼動
1日当たりの使用時間	8時30分から17時30分まで（9時間/日）
使用の季節的変動	なし
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	汚泥（4t/月） 産業廃棄物処理
排出水の排出方法	下水放流

6 排出水の汚染状態及び量に関する事項

排出水の 汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度（pH）	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD) （単位 mg/l）	5	30
	化学的酸素要求量(COD) （単位 mg/l）	5	15.3
	浮遊物質（SS）（単位 mg/l）	10	30
	窒素含有量（単位 mg/l）	25	40
	リン含有量（単位 mg/l）	1	2.53
排出水の量（m ³ /日）	通常	最大	
	90	150	
備考	設置する特定施設の排水はすべて下水に放流するため、設置前後で排出水の汚染状態及び量は変わらない。		

(平成27年1月16日揭示済)		したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。	
奈良市告示第39号		平成27年1月19日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま		奈良市長 仲川元庸	
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日	
多田皮フ科形成外科	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32番21-A101号	平成26年11月30日	
福島歯科医院	奈良県奈良市松陽台二丁目12-2	平成26年12月17日	
(平成27年1月19日揭示済)		定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第40号		平成27年1月19日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条第1項の規		奈良市長 仲川元庸	
医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日	
多田皮フ科形成外科	奈良県奈良市あやめ池北一丁目32番21-A101号	平成26年12月1日	
(平成27年1月19日揭示済)		介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第41号		平成27年1月19日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定		奈良市長 仲川元庸	
指定介護機関		休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社 ミルク	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコートHAL102号	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業（介護計画作成） 介護予防 訪問介護	平成26年12月31日
株式会社 ミルク	奈良県奈良市七条西町一丁目52番13号		
(平成27年1月19日揭示済)		とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。	
奈良市告示第42号		平成27年1月19日	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の		奈良市長 仲川元庸	
指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人山雅会 山尾歯科診療所	奈良県奈良市大宮町二丁目1番6号	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成27年1月1日
医療法人山雅会	奈良県奈良市大宮町二丁目1番6号		
(平成27年1月19日揭示済)		平成27年1月19日	
奈良市告示第43号		奈良市長 仲川元庸	
生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。			

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
武田 篤志		はり・きゅう	平成26年7月1日
学園前吉祥寺鍼灸院 (武田 篤志)	奈良県奈良市学園北一丁目15番1号		

(平成27年1月19日揭示済)

奈良市告示第44号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月17日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年1月19日揭示済)

奈良市告示第45号

奈良市ポイント制度実施要綱を次のように定める。

平成27年1月19日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市ポイント制度実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、市が実施する事業（他の団体と協働して実施する事業を含む。以下同じ。）に参加する市民等に対し、各種特典に交換できるポイント（以下「ポイント」という。）を付与する奈良市ポイント制度（以下「ポイント制度」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 ポイントを付与する事業（以下「対象事業」という。）は、市が実施する事業のうち、次に掲げる事業で市長が別に定める事業とする。

- (1) 社会貢献に関する事業
- (2) 長寿又は健康に関する事業
- (3) その他市民等が参加する事業

(対象者)

第3条 ポイント制度の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者で対象事業毎に市長が定める者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内で市民公益活動を行っている者

(ポイントの付与等)

第4条 対象事業に参加した対象者は、市が発行するポイントカード若しくは奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱（平成14年奈良市告示第390号）第1条に規定するななまるカード又は市が指定したICカードに市長が別に定めるポイントの付与を受けることができる。

2 ポイントの有効期限は、最後にポイントの付与を受け、又は次条の規定によりポイントを交換した日から1年とする。

3 有効期限内にポイントの付与、交換等によるポイント数の変動がなかった場合は、それまでに付与された全ポイントが失効するものとする。

4 付与されたポイントは、第三者へ譲渡することができない。

(ポイントの交換)

第5条 前条の規定によりポイントの付与を受けた者は、付与されたポイントを、別表に定める特典と交換することができる。

2 前項の規定によりポイントを交換しようとする者は、奈良市ポイント交換申請書（別記様式）を市長に提出するものとする。ただし、ポイントの交換により別に定める加盟店において割引を受ける場合又はインターネットにおいて交換申請を行う場合は、この限りでない。

(不正を行った団体及び個人に対する措置)

第6条 ポイント制度において不正を行った団体及び個人は、その不正によって得たポイント及び特典について、その全てを市長に返還しなければならない。

2 不正が特に悪質と認められる場合は、市長はその団体の名称及び所在地（個人にあっては、氏名及び住所）等を公表することができる。

(その他)
第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則
この告示は、平成27年1月20日から施行する。

別表

特典の内容	必要ポイント数
奈良市の特産品	500ポイントから
奈良交通バスの1,000円チャージ券	1,000ポイント
加盟店での割引（1ポイント＝1円）	1ポイントから
その都度市長が定める特典	市長が適当と認めるポイント

別記様式（第5条関係）

年 月 日

奈良市ポイント交換申請書

(宛先) 奈良市長

私が保有するポイントを交換したいので、奈良市ポイント制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	カード番号			
	氏 名			
	生年月日		性別	男・女
	住 所			
	電話番号			

特典の内容	必要ポイント数	交換数	交換ポイント数
	ポイント		ポイント
	ポイント		ポイント
	ポイント		ポイント
	ポイント		ポイント
	ポイント		ポイント
	ポイント		ポイント

(平成27年1月19日揭示済)

奈良市告示第46号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月20日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月20日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年1月20日揭示済)

奈良市告示第47号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月21日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
和泉 さつき		はり・きゅう	平成26年7月1日
株式会社フレアス (和泉 さつき)	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		
高見 南帆		はり・きゅう	平成26年7月1日
株式会社フレアス (高見 南帆)	奈良県奈良市白毫寺町835番地の1 大和紀寺ビル305号		

(平成27年1月21日揭示済)

奈良市告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

平成27年1月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 縦覧場所
奈良市役所 観光経済部農林課
- 2 縦覧期間
自 平成27年1月23日
至 平成27年2月22日

(平成27年1月21日揭示済)

平成27年1月21日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
奈良農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市観光経済部農林課内

(平成27年1月21日揭示済)

奈良市告示第50号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月22日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月22日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年1月22日揭示済)

奈良市告示第51号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月23日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成27年1月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成27年1月23日揭示済)

奈良市告示第52号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月26日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月26日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年1月26日揭示済)

奈良市告示第53号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成27年1月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業概要
本事業は、本市における万が一の災害発生時において、地域の状況を逐次報告、指示を受けられるようにし、また、災害現場に駆けつけたときに状況をリアルタイムで映像にて伝達することを目的とする。
また、平常時において、遠隔地間での会議開催や市役所本庁舎と出張所並びに行政センター間等を結び、業務知識・ノウハウ共有を図る運用を検討している。また、「奈良市情報系ネットワーク」(以下「情報系ネットワーク」という。)より他自治体等にインターネット接続し、会議等を行うこともありうる。
なお、奈良市災害対策情報伝達システム(Web会議システム)(以下「システム」という。)は、特定の機

器・設定を必要としないASPサービス、SaaSサービスを利用し、それぞれの施設を結ぶネットワークは原則「情報系ネットワーク」を利用するものとする。

2 事業範囲

(1) 事業名称

奈良市災害対策情報伝達システム(Web会議システム) 利用契約

以下省略

(平成27年1月28日揭示済)

奈良市告示第54号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成27年1月28日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 奈良市立幼保連携型認定こども園クックチル方式給食調理業務
- (2) 業務場所 奈良市立認定こども園富雄南幼稚園
奈良市立認定こども園左京幼稚園
奈良市立認定こども園都跡幼稚園
奈良市立認定こども園青和幼稚園
- (3) 業務期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務概要 奈良市立幼保連携型認定こども園在園児に提供する給食のクックチル方式による調理業務(3~5歳児を対象とした170名定員のこども園4園)
- (5) 契約方式 1食あたり(昼食1食分及びおやつ1食分を合わせた)の単価契約(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成27年1月28日揭示済)

奈良市告示第55号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月30日

奈良市長 仲川元庸

変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	萩田 裕彦 奈良市横井三丁目122番地	土田 博一 奈良市横井三丁目103番地の3

変更の年月日 平成27年1月1日

(平成27年1月30日揭示済)

奈良市告示第56号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成27年1月30日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成26年7月1日、同月3日、同月7日、同月10日、同月12日、同月15日、同月18日、同月24日及び同月29日
(平成27年1月30日揭示済)

奈良市告示第57号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月29日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成27年1月30日揭示済)

奈良市告示第58号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 事業概要
本業務は、奈良市で使用する災害対策本部設置用機器（以下「機器」という。）の長期安定稼働及び一括導入によるコスト削減を目的とし、一般競争入札による調達

を行うものである。

2 事業範囲

(1) 事業名称

奈良市災害対策本部設置用機器の賃貸借

以下省略

(平成27年1月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第3号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年1月22日

奈良市公営企業管理者

池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
森本設備機器株式会社	代表取締役 森本 真一	大阪府松原市丹南六丁目576番地の1	平成27年1月20日

(平成27年1月22日揭示済)

奈良市企業局告示第4号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年1月29日

奈良市公営企業管理者

池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 広和	代表取締役 藤井 幹久	奈良市法華寺町630番地の15	平成27年1月28日

(平成27年1月29日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

平成27年1月1日現在で調整した奈良市農業委員会委員選挙人名簿を、平成27年2月23日から平成27年3月9日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年1月30日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年1月30日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第2号

平成27年3月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年3月3日から平成27年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年1月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階
選挙管理委員会事務局内

(平成27年1月30日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第3号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年3月3日から平成27年3月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年1月30日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟4階
選挙管理委員会事務局内

(平成27年1月30日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第2号

平成27年奈良市農業委員会1月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成27年1月19日

奈良市農業委員長 大 西 崇 夫

1 日時

平成27年1月29日(木) 午後2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 報告

第1号 平成26年奈良市農業委員会事業報告について
第2号 農地法第3条第2項第5号(別段面積)について

第3号 農地利用状況調査の実施結果について

4 議案

第1号 平成27年度奈良市農業委員会事業計画(案)について

第2号 奈良市農業委員会農地台帳点検等実施規程の制定について

第3号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

(平成27年1月19日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。